

## 2016年度賃金確定交渉

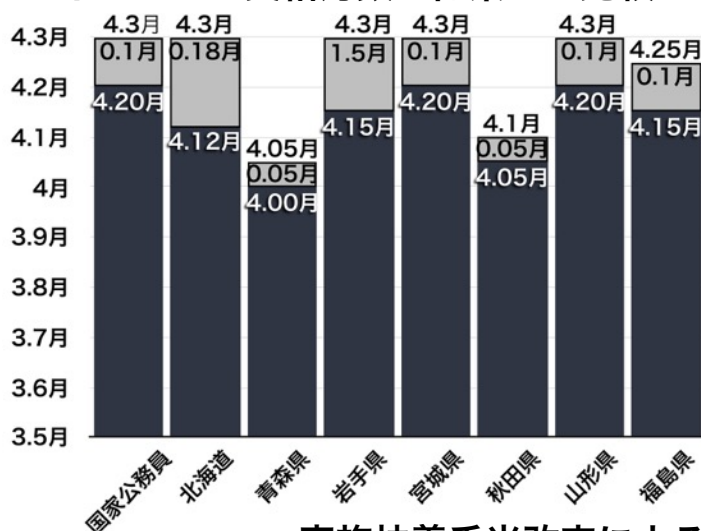
# 根拠ない配偶者扶養手当改悪

10月28日、県教委職員福利課は高教組を含む教職員組合4団体に対し2016年の給与改定を提示しました。内容は人事委員会勧告とほぼ同じ内容でした。本俸部分は若年層を中心にわずかにUPしたものの、他は恩恵なし、一時金（ボーナス）は他県との格差がさらに拡大しました。扶養家族手当は子どもの手当が1万円に増額された一方で、配偶者の手当が13,000円から6,500円に2年間で段階的に半減されることになりました。これに基づいて11月4日に1回目の確定交渉が行われました。

### ボーナス、なぜ東北最低？

交渉では「ボーナスは東北最低の年4.05月だがどういう理由か？」「過去に給料が下がった時に現給補償額も下がったが、給料が上がった時に現給補償額が上がらないのはどういう訳か？」などの質問が出されましたが、職員福利課長は「人事委員会勧告を尊重する」「民間給与の水準に合わせる」と繰り返すばかりでほとんど説明できませんでした。

### ボーナスの支給月数の他県との比較



### 扶養手当削減、まずは超勤解消を！

子どもの手当の増額の理由として①子に要する経費の実情、②国全体として少子化対策が取られているため、と説明しました。一方で、配偶者の手当の半減の理由は①配偶者を扶養親族にする割合が減少傾向にある、②配偶者手当の見直しを行った事業所の約半数で配偶者を特別としない方式が取られている、などと人事委員会報告の内容をそのまま説明しましたが、人事委員会報告によれば、民間企業で配偶者手当てをの見直しを「検討中」「動向によっては見直しを検討」は合わせて10.4%に過ぎず、89.6%は「見直す予定がない」と答えていることから、民間で目立った動きはなく、安倍政権の「一億総活躍社会」「働き方改革」などの政策に追随した提案であることは明らかです。

職員福利課長は子どもの手当の増額を強調し、扶養手当が減額となる職員の割合は約32%に過ぎず、残り68%の職員は手当が同じか増えると説明しました。しかし、68%のうちどの程度の職員が手当が増えるのかは明らかにされませんでした。高教組の計算によれば、子どもが2人の場合、生涯賃金で最大116万円の減収となります。

県は手当てを改定し「子どもをどんどん作ってください」と勧める一方で、「専業主婦はやめて働きましょう」と呼びかけています。そうならば、夫婦で家事や育児を分担できるように、まず長時間労働を解消すべきです。

### 家族扶養手当改定による生涯賃金のシミュレーション

専業or共働	専業主婦世帯				共働き世帯		
	子ども3人	子ども2人	子ども1人	子ども0人	子ども3人	子ども2人	子ども1人
改定前	¥14,664,000	¥12,272,000	¥9,880,000	¥7,488,000	¥7,176,000	¥4,784,000	¥2,392,000
改定後	¥14,784,000	¥11,104,000	¥7,424,000	¥3,744,000	¥11,040,000	¥7,360,000	¥3,680,000
差額	¥120,000	-¥1,168,000	-¥2,456,000	-¥3,744,000	¥3,864,000	¥2,576,000	¥1,288,000

25歳で結婚、子どもは全て22歳まで扶養、ボーナスを4.0月分として計算